

「特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当て、登録情報変更、返却申請手続きについて」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>2.5 契約料の納入と契約書への署名</p> <p>[2.4 契約締結にあたって必要な資料等の提出]とあわせ、JPNIC は契約料請求書を申込者に送付します。契約料は、「<u>プロバイダ非依存アドレス割り当て規則</u>」に定められた金額を JPNIC の指定する口座へお振り込みください。銀行振込手数料については、申込者の負担とします。(後略)</p>	<p>2.5 契約料の納入と契約書への署名</p> <p>[2.4 契約締結にあたって必要な資料等の提出]とあわせ、JPNIC は契約料請求書を申込者に送付します。契約料は、「<u>IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について</u>」に定められた金額を JPNIC の指定する口座へお振り込みください。銀行振込手数料については、申込者の負担とします。(後略)</p>
<p>5.1 特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当て返却/契約解約フォーム</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当て返却/契約解約フォーム</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 理事長 後藤滋樹 殿</p> <p>(後略)</p>	<p>5.1 特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当て返却/契約解約フォーム</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>特殊用途用プロバイダ非依存アドレス割り当て返却/契約解約フォーム</p> <p>一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター 理事長殿</p> <p>(後略)</p>

<p>7.1 契約料</p> <p>契約料は、「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」に定められた金額を JPNIC の指定する口座へお振り込みください。銀行振込手数料については、申請者の負担とします。契約料の詳細に関しては、以下の文書を参照してください。</p> <p>『プロバイダ非依存アドレス割り当て規則』 別紙 契約料・維持料の額および支払い方法</p>	<p>7.1 契約料</p> <p>契約料は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」に定められた金額を JPNIC の指定する口座へお振り込みください。銀行振込手数料については、申請者の負担とします。契約料の詳細に関しては、上記文書を参照してください。</p>
<p>7.2 IP アドレス維持料</p> <p>JPNIC は割り当てを受けた組織に対し、JPNIC から割り当てを受けた IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を請求します。維持料の詳細については以下の文書を参照してください。</p> <p>『プロバイダ非依存アドレス割り当て規則』 別紙 契約料・維持料の額および支払い方法</p>	<p>7.2 IP アドレス維持料</p> <p>JPNIC は割り当てを受けた組織に対し、JPNIC から割り当てを受けた IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を請求します。維持料の詳細については「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」を参照してください。</p>

<p>* 関連文書 *</p> <p>(中略)</p> <p>「適切に設定されていない逆引きネームサーバへの逆引きゾーン委任停止の基準および手順について」 https://www.nic.ad.jp/doc/stop-lame-process.html</p> <p>以上</p>	<p>* 関連文書 *</p> <p>(中略)</p> <p>「適切に設定されていない逆引きネームサーバへの逆引きゾーン委任停止の基準および手順について」 https://www.nic.ad.jp/doc/stop-lame-process.html <u>「IPアドレス・AS番号管理に関する料金について」</u> <u>https://www.nic.ad.jp/doc/ip-fee.html</u></p> <p>以上</p>
---	---